●香川県告示第256号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和5年10月17日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱(昭和60年香川県告示第328号の4)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(財務会計システム及び文書管理システムによる事務処理) 第19条 略	(財務会計システム及び文書管理システムによる事務処理) 第19条 略
(電子契約サービスによる事務処理) 第20条 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第6 条及び香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第8 条の規定により別に定める電磁的記録による作成等に係る手続は、電子契 約サービスによる契約の締結については、契約当事者の一方が、契約内容 を記録した電磁的記録を電子契約サービスに送信し、契約当事者の双方が、 その内容を確認の上、電子契約サービス提供事業者が当該電磁的記録に電 子署名を行うことに同意し、電子契約サービス提供事業者に電子署名を行 わせることとする。	

附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。